

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク()の所で折り曲げてください。)

様式第6号(1)
交付番号 ()
交付年月日 071003

雇用保険被保険者 離職票 - 1

資格喪失確認通知書(被保険者通知用)



帳票種別 1 6 2 0 0

1. 被保険者番号 5113-411182-1 2. 資格取得年月日 5-040401 3. 離職年月日 5-070930 4. 被保険者種類 1 (1又は3 一般, 4又は5 高齢, 2又は3 短期, 11 高齢(65歳以上)) 5. 再交付表示 (1再交付)

離職者氏名 性別 1 (1男, 2女) 生年月日(元号-年月日) 4 101120 (2大正 3昭和, 4平成 5令和) 喪失原因 2 (1 離職以外の理由, 2 3以外の離職, 3 事業主の都合による離職) 離職票交付希望 1 (1有, 2無)

事業所番号 1301-662980-1 管轄区分 0 事業所名略称 産業分類

6. 個人番号
7. 番号複数取得チェック不要 (チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。)
8. 住居所管轄安定所
10. 認定日(一般)

9. 求職申込年月日 - / - / 受給資格等決定年月日 - / - /
元号 年 月 日 元号 年 月 日 12. 賃金日額(区分-日額又は総額) 区分(1日額 2総額) / / 円

11. 認定予定日(高齢・短期) / / 14. 離職理由
17. 金融機関・店舗コード 口座番号

13. 所定給付日数の決定に係る対象者区分 (1-6)
15. 求職番号
16. 特殊表示区分又は激甚指定期限年月日 (特殊表示区分の場合は左から3桁目に記入。激甚指定期限年月日の場合は、元号-年月日の形式で記入。)

18. 支払区分 0 抹消, 1 安定所現金払, 2 安定所送金払, 3 労働局送金払
19. 区分-氏名(加) 区分(空欄 分かち書き 1氏名変更)

備考 離職時年齢 26歳
支払方法は未登録です
通算期間 030600

飯田橋 公共職業安定所

所属長	次長	課長	係長	係	操作者
-----	----	----	----	---	-----

基本手当日額()円
所定給付日数()日
支給番号()

(切り取らないでください。)
被保険者番号



求職者給付等払渡希望金融機関指定届

届出者	フリガナ				
	1 氏名				
20. 払渡希望金融機関	2 住所又は居所				
	フリガナ			金融機関コード	店舗コード
	3 名称			本店	
				支店	
4 銀行等(ゆうちょ銀行以外)	口座番号	(普通)			
	5 ゆうちょ銀行	記号番号	(総合)		

----- 届出の際は必ず切り取ってお持ちください。 -----

注 意

[離職票 - 1 について]

- 1 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 2 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票 - 1 及び離職票 - 2 (別紙) を提出すること。
- 3 6 欄には、指定された個人番号 (マイナンバー) を間違いのないよう記載すること。
- 4 基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として離職の日の翌日から 1 年間 (注) (これを受給期間といいます。) であること。その 1 年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き 30 日以上職業に就くことができない者については、所定の期限までに上記 2 の公共職業安定所又は地方運輸局に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を 1 年に加えた期間 (最大限 4 年) となること。
(注) 所定給付日数が 330 日の場合「 1 年と 30 日」、360 日の場合「 1 年と 60 日」となること。
- 5 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも 4 年間は大切に保管すること。
- 6 この離職票 - 1 を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

[資格喪失確認通知書 (被保険者通知用) について]

- 1 この処分不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官 (以下「審査官」という。) に対して審査請求をすることができる。
- 2 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して 2 箇月以内に労働保険審査会 (以下「審査会」という。) に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したもののみなすことができる。
- 3 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる (決定があった日から 1 年を経過した場合を除く。)。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の判決を経る前又は審査会の判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる (判決のあった日から 1 年を経過した場合を除く。)。ただし、(1) 審査請求をした日から 3 箇月を経過しても決定がないとき、(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。

(切り取らないでください。)

注 意

- 1 1 欄及び 3 欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 2 3 欄には、求職者給付及び就職促進給付の払渡しを希望する金融機関 (ゆうちょ銀行を含む。) の名称及び店舗名 (ゆうちょ銀行の場合は名称のみ) をはっきり記載すること。
- 3 4 欄又は 5 欄には、あなたの名義の通帳の記号番号を間違いのないよう記載すること。
- 4 この届の提出と同時にあなたの本人の名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提示すること。